

職員の
ための

協働ハンドブック

～新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して～

入門編



八王子市

協働の木を育てよう
力を合わせて育てよう

元気のでる実を みのらせよう
みんなでいっしょに みのらせよう

すべての人が 元気になるように
八王子が元気なまちになるように

はじめに

本市は、ゆめおりプランにおいて「新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち」の実現を掲げ、市民との協働によるまちづくりを目指しています。近年、分権改革により、自己決定・自己責任による地域課題の解決が求められています。そんな中、市民にとってより暮らしやすいまちをつくるためには、行政の更なる努力はもちろん、市民の英知を結集し、共に力を合わせていくことが必要です。そのためには、市民と行政が相互に理解し合い、信頼と自律によって対等なパートナーシップを構築することが重要となります。

このハンドブックは、ゆめおりプランの取り組みを着実に進めるために、各所管が実際に協働で事業を進める際に参考となる情報を載せました。「読んでもらえるハンドブックの作成」を合言葉に、協働のパートナーの特徴、協働を進める際の心構えや手順等を示したものです。今後、各職場において市民サービスの一層の充実を図るためには、もう一度、協働の視点であらゆる業務を見直す必要があります。そのための一助となれば幸いです。

このハンドブックを足掛かりに、協働に対する理解を深め、実践することが、冒頭の「協働のまち」実現への方法であると信じています。そのためには、パートナーとの不断のコミュニケーションのもと、試行錯誤しつつ信頼関係を築いていく過程が大切です。そして、町会自治会・市民活動団体・大学・企業・行政がパートナーとして役割を分担しながら、地域や市民生活の課題解決、まちづくりに主体的にかかわっていくことが求められているのです。このハンドブックがそのために活用されることを切に願っております。

平成 17 年 4 月

協働ハンドブック作成チーム



もくじ



利用にあたって 1

理念編	2
Q1.「協働って何？」	3
Q2.「なぜ協働が必要なの？」	5
Q3.「協働により期待される具体的効果は？」	7
Q4.「協働を進めていくうえでの基本的原則は？」	9
協働を進めるために	10
ほっとひと息コーナー	11




基本編	12
Q5.「協働に適した活動領域は？」	13
Q6.「協働に適した事業とは？」	14
Q7.「協働事業を実施するために検討すべきことは？」	15
Q8.「協働事業を進めていくうえでの注意点は？」	16
Q9.「どんな取り組み形態があるの？」	17
Q10.「パートナーの特性は？」	19
Q11.「パートナーを見つけるには？」	21
Q12.「パートナーを選定するには？」	22
Q13.「協働事業の進め方について」	23
市民からの協働事業の提案について	25



実行編	26
ステップ1:「協働事業についての検討」の具体的事例	27
ステップ2:「協働の事業形態についての検討」の具体的事例	28
ステップ3:「協働のパートナーについての検討」の具体的事例	29
ステップ4:「協働事業の実施」における具体的事例	30
ほっとひと息コーナー	31

評価編	32
Q14. 「なぜ評価が必要なの？」	33
Q15. 「誰が評価をするの？」	34
Q16. 「何を評価するの？」	35
Q17. 「どのように評価を行うの？」	36
協働事業のチェックシート(案)	37
Q18. 「評価を活かすためには、何をすればよいの？」	39

資料編	40
八王子市の協働事業(主なもの)	
委 託	41
補 助	42
共 催	42
後 援	43
事業協力	43
アドプト制度	43
政策提言	44
情報交換・情報提供	44
実行委員会	44
協働ハンドブック作成チームメンバー・協力団体	
一覧表	45
参考文献	46

 編集後記	47
--	----

登場人物の紹介



おおりさん

このハンドブックのマスコット。
協働について詳しく説明しながら協働の大切さを伝えます。

これからの
まちづくりには
協働が
かせない
んだよ

すごいね
協働!



キョウ太くん



どう子ちゃん

一緒に
勉強
しよう!

疑問に思ったこと、知りたいことをなんでも質問するのが
大好きなふたり組み。
今回、協働についてのさまざまな取り組みを知ります。

利用にあたって

ハンドブック利用にあたっての2つの確認事項

1. 相手方を団体・グループ とした協働ハンドブック

市民と八王子市の協働においてその相手方となるのは、団体・グループに限らず、個人レベルでの協働もありますが、本ハンドブックでは、公共サービスの担い手として活躍が期待される団体・グループを対象とした協働の進め方を主眼にまとめました。



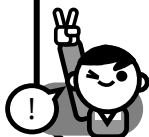
2. 町会・自治会、市民活動団体、 大学、企業との協働ハンドブック

公共サービスの担い手として活動が期待される団体・グループについては、その範囲を広く考え、町会・自治会、(老人会、子ども会等含む)、市民活動団体(NPO法人、ボランティア団体など)のほか大学や企業も含めています。当然のことながら宗教活動や政治活動を主な目的とする団体は除きます。

学園都市としての特性を 活かした大学等との協働

専門的な研究活動を行っている大学や、企業の社会貢献活動との協働は、本市の特性を活かした協働と言えます。

多様な相手方の中から、より効果的なサービスを実施できる相手と協働するという面では、本市の協働の領域は広いと言えます。



注 本ハンドブックで協働の相手方としている町会・自治会(老人会、子ども会等含む)、市民活動団体(NPO法人、ボランティア団体など)、大学、企業については、以下総称としてパートナーと呼びます。

理念編

この編では、「協働ってなに？」をはじめとして、協働の必要性、効果などについて学びます。





Q1. 「協働ってなに？」

A1.

「市民との協働」など、今「協働」が地域社会や行政を語るうえで、重要なキーワードとなっています。しかし、その「協働」はさまざまな意味で使われているのが現状です。本書では組織と組織の関係に重点を置き、次のように定義します。

協働ハンドブックにおける協働の定義

地域のさまざまな問題や課題を解決するために、異なる組織が、それぞれの特性を最大限発揮して、協力・協調していくこと。

関連する市の発行物を読みましょう



「行政と市民活動団体(NPO)との協働に関する基本方針」
(平成14年2月)

「ゆめおりプラン」(第1編)

ゆめおりプランでは

まちづくりなどの場において、市民と行政が一定の役割と責任分担を前提に、狭義には実行段階、広義には評価・計画・実施の各段階で手を携えて社会目的の実現に向けて取り組むことです。

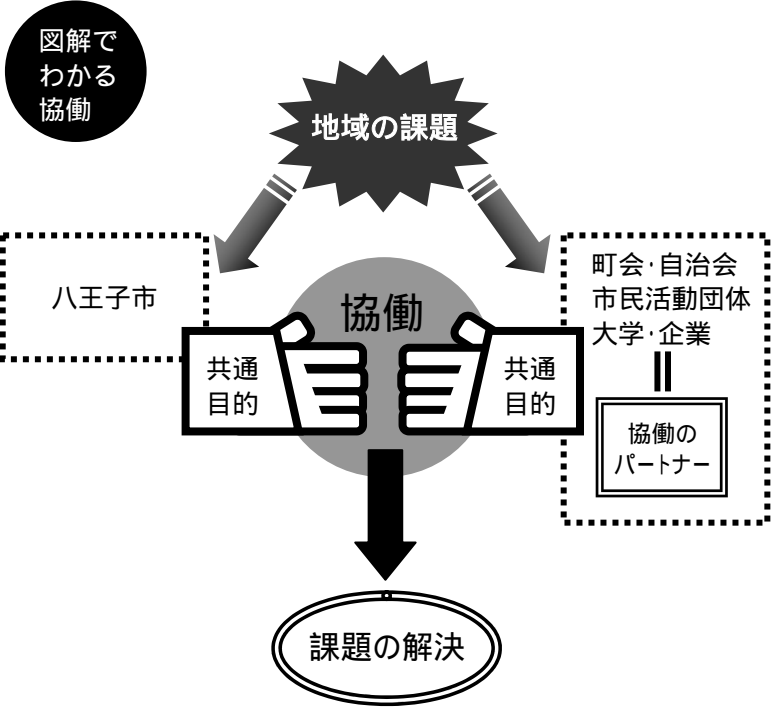
⇒市民個人の参画も協働と捉えています。

さらに広義には、

市民と行政の協力や連携、市民参加の意味で、「協働」が使われる場合があります。

さまざまな意味で使われている「協働」

「協働」を論じたり、語ったりする場合は、「協働」の意味するところを確認し合って行わないと、議論がかみ合わない場合があります。



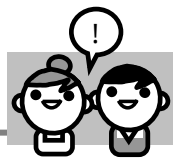
協働コラム

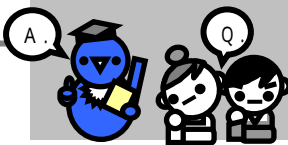


協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや住民によりよいサービスを提供するための取組手法のひとつ」です。
 八王子市が行う事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なものもあります。
 また、逆にパートナーが独自に行った方が効果的な事業もあり、市のかかわり方に留意する必要があります。
 そのことを十分踏まえたうえで、協働を進めていく必要があります。

* 参画とは・・・
 まちづくりなど市政の課題について、主に計画や評価段階で、今後の方向などについての意思形成過程にかかわること。
 ~ ゆめおりプラン ~





Q 2. 「なぜ協働が必要なの？」

A 2.

市民ニーズに沿ったサービスが効果的に行えるようになるからです。

地域の実情に即したきめ細やかな対応、住民同士の目配りや支え合いができる町会・自治会や多様で先駆的なサービスを柔軟かつ迅速に提供することができる市民活動団体、また、より専門性を持った大学や企業と協働することにより、市民ニーズに沿ったサービスの提供や地域の課題解決などが効果的に進められるからです。

「市民主体のまちづくり」が進められるからです。

市民が八王子市と協働して、公益的な活動を、責任を持って継続して行うことで、より地域づくりの主体となり、市民が自らの手でまちづくりを行う住民自治の実現につながります。

協働コラム

経費削減が目的ではありません。



「市は経費削減のために協働とっているのか」市民の方からこのような質問を受けることがあります。

しかし、協働は経費削減や市が果たすべき役割と責任を軽減することを目的として行うものではありません。

確かにパートナーは利益の追求を目的としていないことから、営利企業等に比べて低いコストでサービスを提供したり、同じコストでも質の高いサービスを提供できる可能性はあります。また、行政側にとっても、協働を進めるには既存のシステムの見直しが必要となるため、機能のスリム化やサービスの効率化が図られることとなり、結果的に経費の削減につながっていくことは考えられます。

ただ、それは結果として生じるものであり、協働の二次的効果として捉えるべきものです。

協働が必要とされる背景

行政の限界

多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応していくためには、公平性や平等性を原則とする行政の限界や財政面での制約などから、これまでの画一的な行政サービスでは難しくなっています。

新たな公共サービスの担い手の誕生

地方分権による地方自治の形成には、自らの暮らしの課題について、自らが取り組むという姿勢を持つ自立した市民の存在が不可欠です。そのような中、自治意識を持った自立した市民による公益的な活動も広がってきており、市が今まで行っていた公共サービスの中にも、市民自らが行ったほうが効果的なものもあります。

阪神・淡路大震災が起きたのは平成7年。その時期と前後して、福祉、環境、まちづくり、教育、国際協力などさまざまな分野において、市民活動団体が活動を展開するようになりました。その後、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、市民活動団体に法人格が与えられたことにより、団体の活動がより活発化し、特定非営利活動法人（NPO法人）は、平成20年12月末日現在36,000団体を超えました。



チェックしてみよう

内閣府ホームページ

(<http://www.npo-homepage.go.jp/>)

「市民みんなに関わることを行政と地域で協働して支える『新しい公共』の考え方により、町会・自治会や市民活動団体、社会貢献に取り組む企業や高度な研究基盤を持った大学などが、公共サービスの新たな担い手として、また、市民にまちづくりへの参加の機会を与える組織として、地域のなかで重要な役割を果たしています。

*NPO

「Nonprofit Organization」の略で、「民間非営利団体」などと訳される。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないことを意味している。

～行政と市民活動団体（NPO）との協働に関する基本方針～





Q3. 「協働により期待される 具体的効果は？」

A3.

協働によりパートナー、八王子市に以下のような効果が期待されます。

市民



サービスの向上

ニーズに合ったきめ細やかで柔軟な公共サービスが受けられるようになります。

市民参加の促進

パートナーが公共サービスの担い手として機能していくことにより、広く市民の間に自治の意識が高まり、市民主体の地域社会の形成が図られます。

雇用の機会の拡大

市民活動が活発化することにより、新しい雇用の機会の拡大が期待できます。

町会・自治会



活動の充実

地域での公益的な活動を主体的に担っていくことができます。

活動の広がり

地域を代表する重要な組織として、地域住民の加入促進にもつながり、活動の幅も広がっていきます。

市民活動団体



活動の充実

市民活動団体が掲げる社会的な使命をより効果的に実現できるようになります。

活動の広がり

市民活動団体に対する住民の理解や評価が高まる機会となり、活動の場や幅が広がります。

活動基盤の強化

事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生じることから、マネジメント力や事務処理能力が向上するとともに、活動資金の増加などにより活動基盤が強化されます。

大学・企業



社会貢献

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任を果たすことができ、イメージアップにもつながります。

八王子市



市民ニーズへの対応

パートナーの特性を活かすことにより、多様化、複雑化する市民ニーズに対応することができます。

効果的な施策の展開

人、物、金、情報など社会資源の有効活用が図られ、より確かな施策の展開が可能になります。

スリム化

お互いの役割分担を明確化しながら、既存事業の見直しをしていくことによりスリム化・効率化が図られ、体質改善の契機となります。





Q 4 .

「協働を進めていくうえでの
基本的原則は？」

A 4 .

パートナーと八王子市の相互のルールとして次の5つの基本的な原則があります。協働を進めていくためには、この原則をお互いに理解することが重要です。

相互理解

相互の特性（長所や短所）を理解し尊重し合う。

自主性の尊重

市は、パートナーの活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。

対等な関係

お互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける。特に市は、パートナーへの支援者としてではなく、同じ地域づくりの当事者としての意識を持つ。

相互自立

どちらかに依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つ。

情報の公開

説明責任を遂行し、協働についての社会的理解を得るように努める。また、協働の機会を広く確保する点からも、協働の過程や結果についての情報を積極的に公開していく。

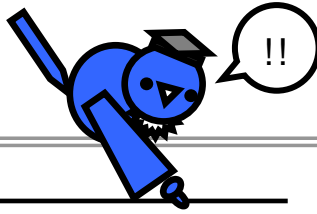
協働
コラム



対等な関係とは？

協働事業を行う際に、全て平等に役割（仕事）を担うということではありません。

協働による効果を最大限に高めるには、お互いが持つ力を十分に活かし、相乗効果を発揮することが必要であり、そのためにも主従の関係で起こりがちである一方の意見や特性がかき消されてしまうことがないような関係を意味します。








協働を進めるために

この編では、協働の意義について学びましたが、実際に協働事業を行おうとすると、意見の対立や事務上の工程が増えたりすることがあります。

しかし、それはより良いまちづくりを行うために必要なものであり、必ず乗り越えなければならないものです。

そのためにも、八王子市として次のような姿勢を持って、協働を進めていくことが大切です。

-  前例踏襲や縦割りといった従来のやり方や形態について見直しを行い、固定観念にとらわれない、部課の枠を超えた事業への取り組みなど、柔軟で総合的な力が発揮できるよう体質改善を図る。
-  市民ニーズを的確に把握するためにも常にアンテナを高く持つとともに、市側からも積極的な情報提供を行い、広く意見を求める。
-  市民からの意見については、その内容について検討し、必要に応じて施策に活かしていく意識を持つ。
-  積極的に地域に出て、パートナーと対話する機会を持ち、信頼関係を築いていく。
-  立場の違うもの同士が共通の目的を達成していく過程では、意見の対立など摩擦が生じることは当然のことであり、それ以上に得られるものがあることを理解し、摩擦を避けるのではなく、同じテーブルの上で話し合い、ひとつの結論へと意見を調整していく。



水泳も 水にはいらにゃ 始まらない

ともかくも はじめの一步を 踏み出そう

喜ばれ 喜びを知る ボランティア

ボランティア 生き生き生きる 活性剤

基本編

この編では、実際に協働を行っていくための方法や注意しなければならない点などについて学びます。



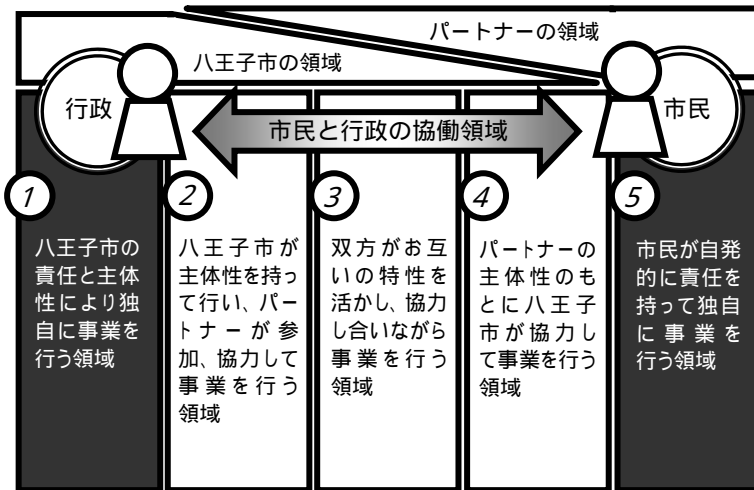


Q 5 .

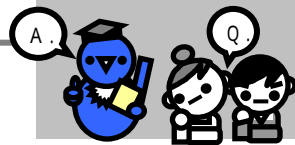
「協働に適した活動領域は？」

A 5 .

パートナーが行っている取り組みや事業には、社会性や公共性を持つものがあり、八王子市が行っている施策や事業と目的、対象が重なり合う領域があります。こうした重なり合う領域を協働で実施できるかどうか検証してみましょう。



パートナーと八王子市が受け持つ領域で、お互いに重なり合う ~ の部分が協働の可能性のある領域となります。



Q 6 .

「協働に適した事業とは？」

A 6 .

協働を行うパートナーと八王子市とが、双方の知識や技術・経験を持ち寄り、効果的、効率的に実施することにより、市民の参加が期待でき、なおかつ市民へのサービスの質と量が向上する事業です。

	事業の分類	具体例
1	コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大や、まちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営
2	市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	アドプト制度、地域の美化活動、高齢者支援事業
3	特定分野の専門性など、パートナーの特性が十分に発揮され、市とは異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、政策提案事業、調査研究事業
4	地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	コミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業
5	状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
6	今まで、市が取り組んだことのない先駆的な事業	

協働して実施した方がメリットのある事業は、この表の事業だけではありません。

皆さんの職場で取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている事業について、改めて考えてみてください。



Q7.

「協働事業を実施するために
検討すべきことは？」

A7.

協働を推進していくためには、新たに取り組もうとする課題への対応や既存の事業について、その実施方法を次のような視点で検討する必要があります。

八王子市の責任と主体性により、独自に行った方がよい事業なのか？

パートナーとの協働で行った方がよい事業なのか？

市民が自発的に責任を持って独自に行った方がよい事業なのか？

検討
フロー

新たに取り組もうとする課題への対応
既存の事業

八王子市が独自に
行うべき事業か？

YES



協働事業ではなく八王子市が
独自に実施
(協働でない委託・外注などを含む)

NO



パートナーと協働で行った方がよい事業か？

以下の項目を総合的に判断

- ・市民のニーズに合ったサービスが提供できるか。
- ・協働で実施した方が効率的かつ効果的か。
- ・協働で実施した方が質やサービスの向上が望めるか。
- ・協働した場合のメリットがデメリットより大きいか。
- ・パートナーの特性が発揮できるか。

YES



協働事業として
実施

NO



市民が独自に実施
できるよう後方支援



Q 8 . 「協働事業を進めて いくうえでの注意点は？」

A 8 .

協働事業を進めていくうえで、一番重要なのは、相互理解、相手を知ろうとする意識です。理念編 9 ページの協働の基本的原則に基づき、事業を行ってください。具体的なチェックポイントは下記を参考にしてください。

チェックポイント

項目	内 容
役割分担の 明確化	相互の特性（長所や短所）を理解し、尊重することにより、果すべき役割や責任分担を明確にし、協働の取り組みを展開させることが必要です。
目的と目標 の共有	協働して実施する事業の目的や目標を、パートナーと共有し、合意形成を行いながら取り組みを実践することが重要です。
情報の共有	お互いの情報を出し合い、共通認識のもと、事業を実施していく必要があります。特に市は、必要な情報をパートナーに伝えるように配慮すると共に、地域情報を積極的に収集していくことが重要となります。

* 評価編 37 ページの「協働事業のチェックシート」を活用し、計画段階、事業実施段階、事業終了後に評価を行うことが大切です。詳しくは、評価編を参考にしてください。

パートナーと行政の 相互理解を進めていくために

① 事業の打合せを、市役所だけでなく、パートナーの事務所で行うことも、相互理解の一助となります。

* パートナーの本来の活動や事業についてどれだけ知っていますか。

② 協働の場では、お互いが理解できる言葉、共通の言葉を使うよう心がけましょう。

* 役所言葉や難しい行政用語を使い、打合せを行っていませんか。

協働 コラム

目的と目標の違い

目的と目標が混同されている場合があります。目的とは、最終的に成し遂げようと目指す事柄であり、目標は、目的を達成するための指標であり目安です。目標をクリアしていくことにより、目的到達の可能性が高くなっていきます。

目的がなければ、目標は設定できません。また、目標の先に目的がないと、目標は無意味です。事業の目的、目標をしっかりと考えることは大変重要なことです。

もちろん、協働自体が、事業本来の目的にはならないことは、いうまでもありません。



Q9.

「どんな取り組み形態があるの？」

A9.


取り組み形態をわかりやすく表にまとめてみました。

形態	内 容	効 果
委託	市が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託する協働形態です。	パートナーが持つ特性が発揮されることで、市にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。
補助	パートナーが行う事業に対して財政的な支援を行うことで公益を実現する協働形態です。	事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。
共催	パートナーと市が共に主催者となって事業を行う協働形態です。	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
後援	パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う協働形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。
事業協力	パートナーと市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態です。	双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることでパートナーとの深い信頼関係が構築できます。
アドプト制度	パートナーが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、市は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。	市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。

形態	内 容	効 果
政策 提言	パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。	市にはない独創性がある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれます。
情報 交換 ・ 情報 提供	パートナーと市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。	専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声が的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができます。
実行 委員 会	パートナーと市が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。	企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります、また、それを決めるために話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。

* 八王子市における協働形態ごとの取り組み事例は、資料編をご覧ください。

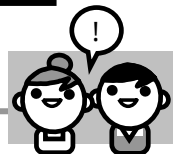
協働コラム



協働委託とは・・・

事業の実施主体や責任は八王子市にあり、そういった意味では通常の委託と変わりありません。

しかし、協働と呼べる委託は、パートナーの特性を十分に活用して、より効果的な取り組みを進めるために業務を委託するものであり、市の下請けや経費削減のために委託するといった考え方でなく、相互の特性が十分に発揮できるよう、仕様書の作成段階からパートナーの意見を参考にして取り入れるなど、創意工夫が必要です。





Q10.「パートナーの特性は？」

A10.

協働による事業を行うには、パートナーの特性を十分に知る必要があります。なぜなら、その特性を理解し活かすことで、市民により良いサービスが提供できるようになるからです。

また、お互いの役割や責任分担も明確にすることができ、円滑に協働事業を進めることもできます。

町会・自治会

一定の区域に居住している住民で構成され、社会福祉、環境美化、防犯・防災、広報など広範囲な活動を行っています。特性としては、地域性、多様性、公益性、相互扶助などがあげられます。また、市と住民の橋渡しの役割を果たしているなど、地域内での人的ネットワークを持っています。大半が任意団体ですが、法人格（認可地縁団体）を持った団体もあります。

市民活動団体

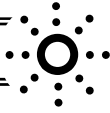
営利を目的とせず（非営利）、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特性があり、多様化した住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することができます。

ボランティアの集まりから、有給スタッフをかかえる NPO 法人まで、活動の規模や対象はさまざまです。

大学

専門的な教育研究活動を行っています。高度で専門的な知識を有し、国際化・多角化を図る一方で、地域にも目を向け始めており、大学の持つ技術や特許を地域産業に還元しようとする動きも始まっています。また、そこに学ぶ学生たちは独創性のあるアイデアと行動力を持っています。

企業



自発性、機動性、専門性、先駆性などの特性を持っています。が、営利を目的とした活動が中心であることから、ニーズがあっても採算が見込めないサービスの提供を行うことは困難です。しかし、最近はCSR(企業の社会的責任)という概念の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動、公益活動を行っている企業も増えてきています。

八王子市

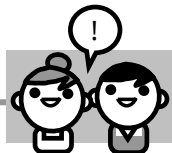


全ての住民に公平で均一を原則としたサービスの提供を行っています。平等性、公平性、継続性、安定性といった特性を持つ反面、個別的な住民ニーズの対応や先駆的な事業の創造について弱い部分があります。

協働 コラム

非営利 無償

非営利とは、全て無償で事業活動を行うということではありません。活動で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の事業活動に費やすということです。したがって、有償で実施される事業やサービスの提供もあります。また、団体には、有給で働くスタッフがいる場合もあります。





Q11.

「パートナーを見つけるには？」

A11.

協働を効果的かつ効率的に進めるには、事業の目的に最も適したパートナーを見つけ出さなければなりません。そのためには、次のようなことが必要です。

日頃から情報収集に努める

町会・自治会や市民活動団体などのホームページやパンフレット、機関紙から情報の収集を行う。

町会・自治会や市民活動団体などが企画・運営する各種行事に積極的に参加し、その団体が持つ特性や能力を情報として蓄積する。

既に協働事業を実施している担当課の情報を把握する。

他の組織等を利用する

市民活動推進部協働推進課に相談する。

市民活動支援センターを利用する。

社協ボランティアセンターを利用する。

市民活動支援センター

八王子市が設置し、指定管理者としてNPO法人八王子市民活動協議会が運営を行っている施設であり、市民活動団体に関する幅広い情報とともに、団体とのネットワークも持っています。

所在地 〒192-0083
八王子市旭町12番1号「ファルマ802」5階
TEL:042-646-1577

開館時間 火～土曜日 午前10時～午後9時
日曜日・休日 午前10時～午後5時
毎週月曜日は休館日です。

URL <http://www.shiencenter-hachioji.org/>

市内で活動している団体の情報を分野別に整理しており、団体のパンフレットなども備えています。



Q12. 「パートナーを 選定するには？」

A12.

選定にあたっては、パートナーの特性を考慮し、また、開かれた選定をする必要があります。

協働の パートナーの 選定方法

協働の経緯や領域の違いによる協働相手の選定
企画段階からの協働、市民が実施する事業に市が
参加する場合、市が概要を決めパートナーの参加を
呼びかける場合など協働の経緯や領域の違いに
より、選定基準や選定方法は違ってきます。

選定基準(例)

選定基準や選定方法を明確化
公平かつ公正な選定のため、
選定基準や方法、協働事業の
内容を公開するなど、協働事業
を開かれたものにしていく
必要があります。

- (1)活動目的
- (2)活動内容・実績
- (3)財務状況
- (4)組織運営の透明性
- (5)会員数
- (6)事務執行体制の状況

パートナーとなる団体の概要を知る

パートナーは、さまざまな財務・組織規模で、事業遂行能力、活動実績、運営状況など、多種多様です。選定する際は、多くの団体から、活動実績や財務状況などの情報を入手し、事業遂行能力などを見極める必要があります。

依存や既得権化をさけるために

過去に実績のあった団体と継続して協働しがちです。依存関係や既得権化につながることもあり、パートナーを含めた事業の見直しを絶えず行うことが必要です。そのためには事業目的・目標、役割分担、期間などを明確にし、パートナーと事前に確認をしておくようにします。また、広報を積極的に活用し、公募や企画提案の機会を提供することも重要です。



Q13.

「協働事業の進め方について」

A13.

ここまで基本編で見てきた協働事業の進め方を図示しました。ここでは基本的な進め方を示しましたが、これだけに限りません。場面に応じた柔軟な対応で市民との協働を進めていきます。

ステップ 1

協働事業に
についての検討

新規事業だけでなく、既存事業についても協働の可能性はありませんか？

市の責任と主体性により、独自に行った方がよい事業なのか？

パートナーとの協働で行った方がよい事業なのか？

市民が自発的に責任を持って独自に行った方がよい事業なのか？

ステップ 2

協働の形態に
についての検討

事業が効率的かつ効果的に実施できる協働形態を選択します。

委託 補助 共催 後援 事業協力
アドプト 政策提言 情報交換・情報提供
実行委員会

ステップ 3

協働の
パートナーに
についての検討

パートナーを見つけるには

日常の情報収集
協働推進課、市民活動支援センター等を利用

パートナーの選定にあたり・・・

協働を行う経緯、時期、領域などに応じて適切な選定基準、選定方法を設定しましょう。

公平・公正な透明性のあるパートナー選び。

活動実績や財務状況などを知り、事業遂行能力を見極めましょう。

前例踏襲せず、事業内容だけでなくパートナーについても見直しましょう。


 ステップ
4

 協働事業の
実施

協働事業を進めるために必要とされる姿勢は？

お互いの特性を理解し、責任と役割分担を明確にして事業を進めましょう。

お互いが持つ情報を出し合って共有し、有効に利用して事業に取り組みましょう。

事業目的を共有し、段階的な目標を設定しましょう。お互いに Face to Face で話し合いの場を多く持ちましょう。


 事業
完了


評価編（P32～39）を参考にしてください。


 ステップ
5


 協働事業に
ついての評価
実施

次の協働事業へ向けて改善を図るために・・・

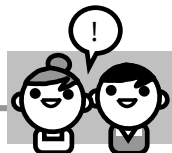
協働での事業実施は適切であったか
 協働の形態、実施方法は適切であったか
 パートナーの選択は適切であったか
 役割分担により、お互いの特性が発揮できたか
 事業目的・目標を共有し、達成できたか
 費用対効果はどうであったか

などを評価項目とします。評価は内部だけでなく、サービスの受け手である市民や第三者機関による外部評価も行くとよいでしょう。また、事業実施中にもそれぞれの段階で評価を行い、協働事業がより良い結果となるよう心がけましょう。

もちろん、評価したことで終わりにすることなく、そこでわかった問題点やその原因、解決方法を話し合い、次の事業に活かしていくことが大切です。



次の協働事業へ
フィードバック！



市民からの
協働事業の
提案について

新たな課題への対応や既存の事業について、
町会・自治会や市民活動団体などから

「このような事業を協働で行いたい」

「協働で行うことにより効果的・効率的に実施できる」

などの提案が各課へ寄せられることがあります。

このような提案のなかには、新たな視点や発想に基づき地域の課題を解決できるものもあり、十分な内容検討を行ったうえで、積極的に提案を取り入れ実現していくことが必要です。

また、提案のなかには、その内容が複数の所管にまたがるものもあります。そのような場合には、それぞれの部課が連携して対応するのが理想ですが、協働推進課にご相談いただければ、窓口となり全庁的な視点に立ってコーディネートすることも可能です。

市民からの提案制度

協働推進課で実施している
市民企画事業補助金制度。
これも市民からの提案を
実現させるためのひとつの
提案制度です。



実行編

この編では、実際に協働を行ううえでのいくつかのポイントについて、具体的な事例を用いて説明します。



ステップ1: 「協働事業についての検討」の具体的事例

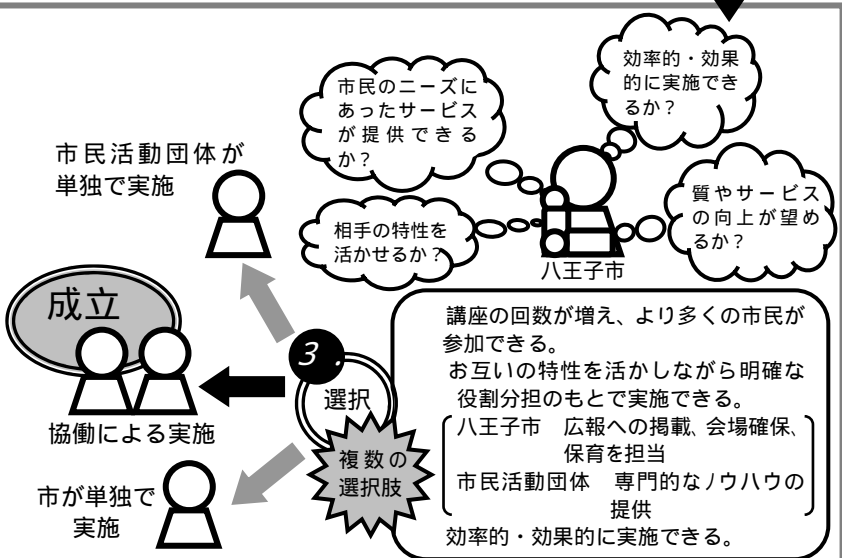
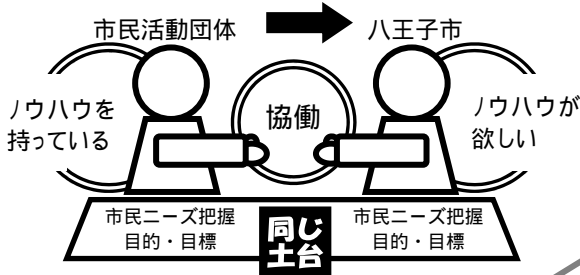
子育て学習会
「よりよい親子関係講座」

形態: 共催

目的・内容

子育てに、不安、悩みを持つ親が増えてきているなかで、親自身が自分を見つめ直し、育児の方法や、家族の問題を自分自身で解決する力をつけるためのプログラムを実践し、より良い親子関係を築かせる。

1. 市民活動団体から市へ講座実施の申し入れ



「協働事業についての検討」は、「講座実施の申し入れ」のときから十分な情報交換及び情報収集を行ったうえで、「より良い市民サービスが提供できるか等の視点で検討」し、「協働を含む複数の選択肢のなかから最善の方法を採択する」必要があります。

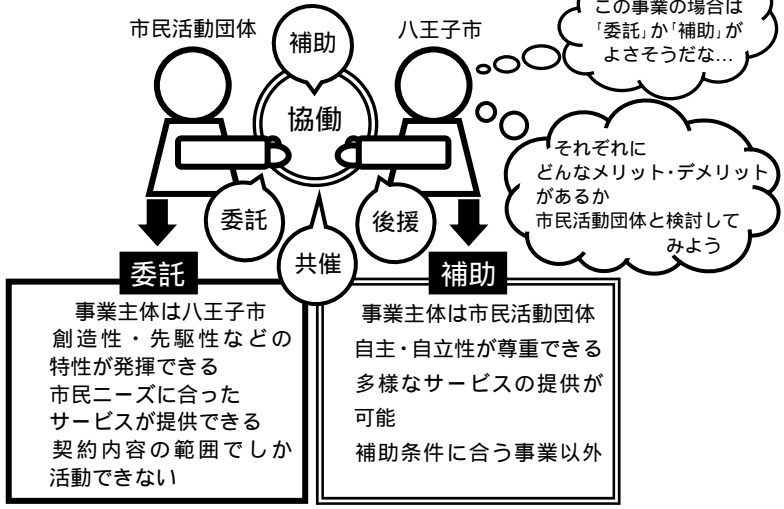
ステップ2:「協働の事業形態についての検討」の具体的事例

高齢者活動
コーディネーター事業

形態:委託

目的・内容

永年培ってきた経験と特技を有する高齢者とそれを学ぼうとする地域の人々や学校・福祉施設等を市民活動団体を仲介としてつなぎ、交流の場を広げてまちの活性化を図る。



「市民活動団体が主体となって、先駆的な取り組みが実行できそう」と判断し、**補助事業**として実施する方向で検討しました。

しかし 『より多くの利用者を見込むには、八王子市として事業実施した方が効果的ではないか』などといった意見が出てきました。

そこで 市民活動団体が持つ先駆性や創造性を活かしながら、より効果的な事業展開を行うために、「**委託**」の形態をとりました。
それにより、知名度がアップし、宣伝効果も出て、多くの市民に利用してもらえるようになりました。

ただ、委託の形態をとることで業務の範囲が限られてしまう恐れもあります。
契約内容を互いに見直し、常に最善の形で活動できるようにしていく必要があります。契約内容を見直す時も、市側が一方的にではなく、市民活動団体と話し合いながら決めていくことが大切です。

ステップ3：「協働のパートナーについての検討」の具体的事例

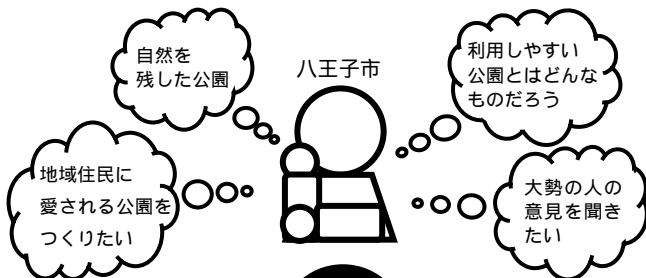
手づくり公園の推進

地域住民に愛される公園づくり

形態：事業協力

目的・内容

公園整備について市民が計画段階から参加し、市と協働することにより市民の意向を反映した利用しやすい個性豊かな公園をつくる。



地域コミュニティの中心となるような公園として整備したい。

パートナーの検討

大勢の人の意見を聞くためにもアンケートやワークショップを実施したい。

地域コミュニティの中核となっており、地域内での人的ネットワークを持つ団体がある。

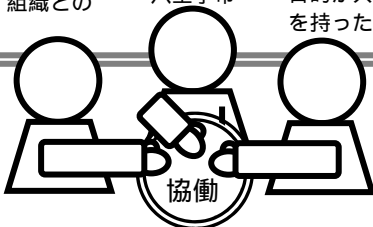
お互いに知恵を出そう。汗を流そう。

ワークショップなどの経験があり、ノウハウを持った地域に貢献しようとしている団体がある。

目的が共有できる、**地域の情報**を持ったコミュニティ組織との協働

目的が共有でき、**専門的能力**を持った団体との協働

町会・自治会



市民活動団体

協働相手を検討するにあたっては、パートナーとなる団体の活動実績、事業遂行能力や財務状況、運営の透明性、事務局体制などの確認が必要ですが、効果的な事業を行うにあたり、目的・目標が共有できる団体かどうか、事業実施にあたり、どのような能力・特性が必要かという観点から考えることが重要です。

また、二者の協働だけでなく、必要に応じては三者による協働を行うことなども効果的な場合があります。

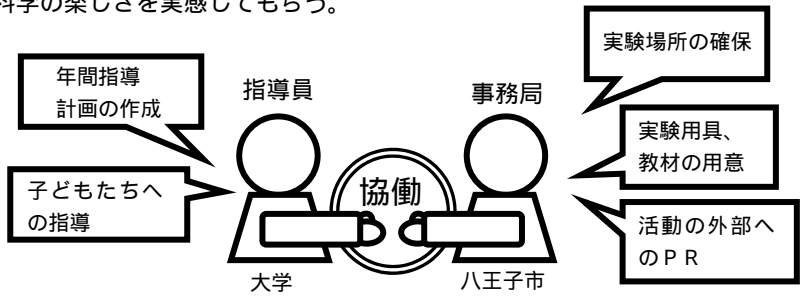
ステップ4：「協働事業の実施」における具体的事例

小学生わくわく科学教室

形態：事業協力

目的・内容

学校では授業時数の関係で行われることの少なくなった科学実験を、学校が休みの日に市と市内の大学との協働で行い、市内の子どもたちに科学の楽しさを実感してもらおう。



我々は、事業を進めていくうえでのさまざまなケースを想定して、

役割分担を明確にしました。



ところが

「指導員が実験中に怪我をしてしまいました。」

実は、「突発的な事故の際に市とパートナーとでどのように対応するか」といったことについて事前に決めておくことを忘れていたのでした。協働を進めるにあたっては費用負担を含めた双方の役割を決めておくことです。

実施する事業の性質によってはこのような事故も想定し、保険の加入といった措置を講ずることも必要となってきます。

保険加入の必要性

協働の内容によっては、市側が事前に協働の相手に対して保険をかけておくことが必要です。

もちろん、保険の加入とともに事故が起きないように安全対策や起きた際の対処などは事前に確認しておくことが肝要です。

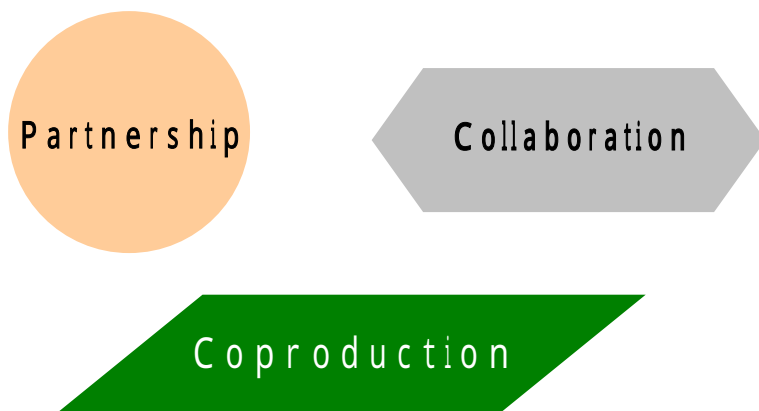
協働事業を行う際には、その目的・目標を相互に理解し共有するとともに、双方の役割分担を具体的かつ明確にすることが大切です。これらが十分にできていないと、各々の活動が曖昧になって、取り組みが円滑に進まなくなる恐れがあります。協働による効果を十分に発揮するためにも目的・目標の共有と役割分担の明確化が必要です。



「コラボしようぜ」

若者たちの会話を聞いていると「コラボレーション」という言葉が日常化しています。そこで・・・

英語で協働を考えてみると



「Partnership」も「Collaboration」も対等または対抗する2つ以上のアクターが主体性を持って協力・協調するという主体間の関係にポイントが置かれていますが、「Coproduction」は、主体間の協力というだけでなく、生産という結果を含んだ概念とされています。より協働を明確に示した言葉といえます。

*「Coproduction」とは、1977年にインディアナ大学政治学教授
ヴェンセント・オストロムがはじめて用いた造語です。

評価編

この編では、協働事業のふりかえりと次の改善のためのステップとなる評価について学びます。



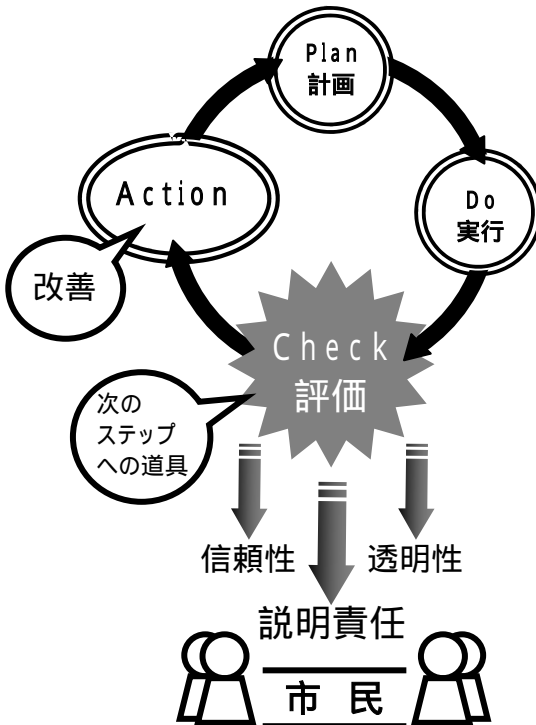


Q14. 「なぜ評価が必要なの？」

A14.

- ① 評価した結果を次の協働事業にフィードバックし、改善を図るため
- ② 協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するため
- ③ 市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすため

評価は、どこが足りていて、どこが足りなかったかを示す指標となり、次のステップのための道具である。



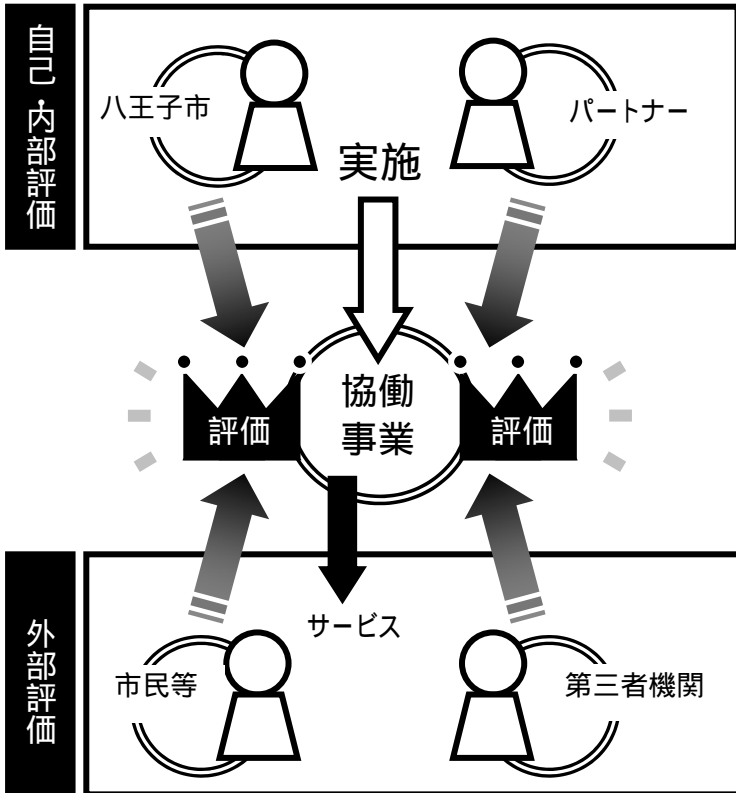


Q15. 「誰が評価をするの?」

A15.

協働事業には、事業を実施した市及びパートナーが評価する自己・内部評価とサービスを受けた市民等や第三者機関が評価する外部評価がありますが、協働事業を実施した市とパートナーが双方で評価することが大切です。

このハンドブックでは、特に職員が協働事業を評価することに視点を置いています。





Q16. 「何を評価するの?」

A16.

評価の視点としては、協働の進め方などの実施プロセスに対するものと、事業の成果に対するものが考えられます。

このハンドブックでは、実施プロセスに重点を置いて考えます。

具体的には

- 協働という手法の適否・有効性
- 目的・目標設定の妥当性
- 採用した協働形態の妥当性
- 協働相手の選定の妥当性
- 情報交換など意思疎通度
- 役割・責任分担の妥当性
- パートナーの特性の発揮度
- 事業目的の達成度
- 費用対効果の適否

などが考えられます。





Q17.

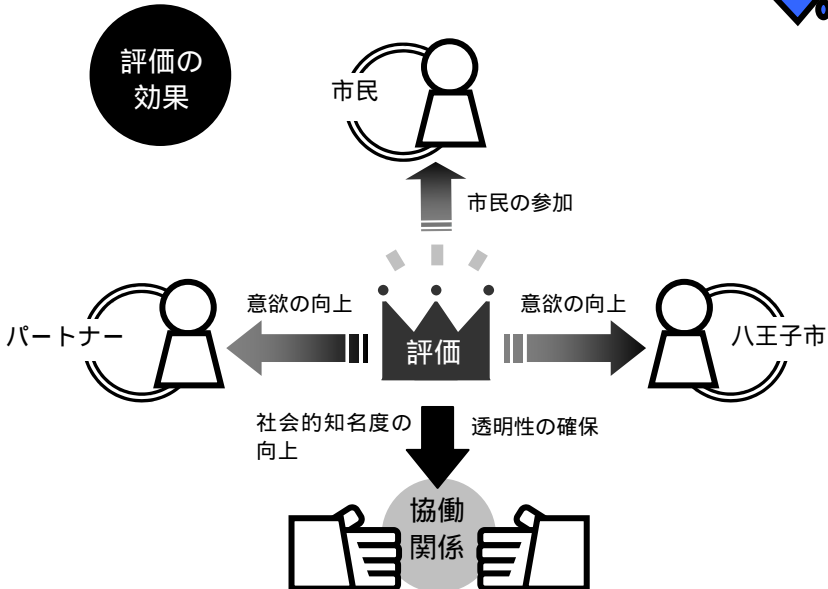
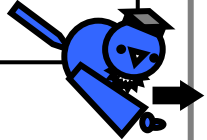
「どのように評価を行うの？」

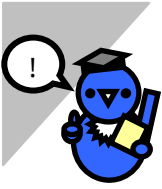
A17.

手順

実施結果を評価・点検し、事業実施の課題・問題点や今後の協働事業の改善策を双方で確認します。事業実施段階に応じた評価項目によるチェックシートなどを活用することが有効です。

次ページのチェックシートは一例であり事業の内容や形態によって項目は異なります。必要事項を加えたり、不要なものを除いたりしながら使いやすいチェックシートに直して活用してください。





協働事業のチェックシート(案)

記入者氏名		所属	
記入年月日		事業名	
事業内容			

段階	チェック項目
計画段階	1. 協働が開始された段階は次のうちどれですか。 予算案作成前からの段階から 予算決定後、企画の段階から 実施段階から その他 ()
	2. 協働の呼びかけはどちらからですか。 パートナー 市 その他 ()
	3. なぜ協働で行うのか、理由は明確ですか。 (はい・ いいえ) 理由として パートナーの専門的な知識や技術を活かせる コストの削減が図られる又は同程度のコストでサービスが充実する 市民の親しみや地域との密着性が生じる 事業の柔軟性、迅速性が期待できる その他 ()
	4. 事業の目的は明確ですか。 (はい・ いいえ) 目的 []
	5. 目標(事業を行うことによって何がどのような状態になることを狙っているのか)は、明確ですか。 (はい・ いいえ) 目標 []
	6. 事業の実施にふさわしい協働の形態が検討されていますか。 (はい・ いいえ)
	7. 協働するパートナーを選ぶプロセスは明確かつ透明でしたか。 パートナーが発案当初から決まっている場合 ・理由は明確ですか。 (はい・ いいえ) パートナーが決まっていない場合 ・幅広い視野でパートナーを検討しましたか。 (はい・ いいえ) ・パートナーの選定基準は明確でしたか。 (はい・ いいえ) 協働するパートナーを選ぶプロセスは透明でしたか。 (はい・ いいえ)

段階	チェック項目
計画段階	8. わかりやすい、共通の言葉で議論し合える自由な雰囲気を作りましたか。 (はい・ いいえ)
	9. 対等な関係を築くため、相互を理解し合い話し合いの場が持てましたか。 (はい・ いいえ)
	10. 事業の目的・目標を共有しましたか。 (はい・ いいえ)
	11. 事業計画、収支計画をともに作りましたか。 (はい・ いいえ)
	12. 協働する期間をともに考えましたか。 (はい・ いいえ)
	13. 事業において、お互いの特性を活かせる役割分担をしましたか。 (はい・ いいえ)
実施段階	14. 役割分担をともに共有し、果たしましたか。 (はい・ いいえ)
	15. 進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。 (はい・ いいえ)
	16. 事業に関する課題の発生には、お互い連絡し合い、素早く対応しましたか。 (はい・ いいえ)
	17. 企画の修正は、お互いに十分議論し、柔軟に行動しましたか。 (はい・ いいえ)
事業終了後	18. 事業内容の報告をつくり、公開しましたか。 (はい・ いいえ)
	19. 目的・目標は達成できましたか。 (はい・ いいえ) <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>
	20. 事業の目的・目標は達成できたかをお互いに話し合いましたか。 (はい・ いいえ)
	21. 今後の課題をお互いに話し合いましたか。 (はい・ いいえ)
	22. 改善案をお互い話し合い、作成しましたか。 (はい・ いいえ)



Q18.

「評価を活かすためには、
何をすればよいの？」

A18.

評価結果の公表

透明性の確保や市民の支持を得るためにも、ホームページや広報などで、情報公開を行うことが必要です。

パートナーとのふりかえり

パートナーと市が一緒になり、事業の「ふりかえり」を行い、改善点を確認し、課題を共有します。特にチェックシートで「いいえ」だった項目について、次のようなアクションシートを作成し、改善に役立ててください。

協働事業のノウハウの蓄積

市内部でのデータベース化などを行い、他部課も利用できるよう評価の情報を蓄積し、いつでも活用できるよう整備することが必要です。

アクションシート(例)

項目	はい・いいえ	原因	改善点
なぜ協働で行うか、理由は明確ですか。	はい	-	-
対等な関係を築くため、相互を理解し合い話し合いの場が持てましたか。	いいえ	市が一方的に事業内容を決定してしまった。	仕様書作成の段階から意見交換を行い、双方の特性が活かせる事業を実施する。
進捗状況や事業に関する情報を共有しましたか。	いいえ	パートナー側へ任せきりであった。	定期的な打合せの機会を設ける。

資料編

八王子市の協働事業(主なもの)
協働ハンドブック作成チームメンバー・
協力団体一覧表
参考文献

もっともっと資料編

八王子市ホームページ内、協働推進課のページ
では以下の情報を掲載しています。

八王子市の協働事業一覧
市内NPO法人格認証団体一覧





委 託

	事 項	内 容	パートナー	所管課
1	市民活動支援センター管理運営	あらゆる分野の公益的な市民活動を支援するための施設の管理運営と各種講座の開催。	NPO法人八王子市民活動協議会（指定管理者）	協働推進課
2	学園都市大学の運営	地域の23大学等と連携し、市民に高度で専門的な生涯学習の機会を継続的に提供する	八王子市学園都市文化ふれあい財団	学園都市文化課
3	国際交流コーナー	コーナーの管理・運営	八王子国際交流団体連絡会	学園都市文化課
4	障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に提供	特定非営利活動法人八王子ワークセンター	障害者福祉課
5	高齢者活動コーディネートセンター運営	特技・技術を持った高齢者が地域で活躍できるように、必要とする団体等に紹介して高齢者の活動を支援する	八王子センター元気	高齢者支援課
6	親子つどいの広場	乳幼児の親と子が気軽に集える場所を提供する。	特定非営利活動法人市民ユニットりぼん	こども政策課（現：子どものしあわせ課）
7	子どもキャンプ場管理運営	キャンプ場の門扉開閉、利用確認、草刈り、機材貸し出しを原則として土日休日に行う。	上壱分方町神戸町会	児童青少年課
8	八王子市地域協働復興模擬訓練	市職員及び地区の市民防災リーダーを対象に、震災後の都市復興について机上訓練を行う。	首都大学東京(都市環境科学研究科)	都市計画室
9	西放射線ユーロード屋外広告物デザイン基準作成	ユーロードの快適性向上、賑わいを創出するため、屋外広告物の設置やデザインの基準案を作成する。	多摩美術大学(グラフィックデザイン学科研究室)	都市計画室
10	西寺方グラウンド窓口受付等業務	施設貸出・使用料入金業務・環境整備・門扉開閉等	下小田野町会	スポーツ振興課
11	市民体育大会開催	スポーツの振興・普及および競技力の向上を図るため各種大会を開催する。(33種目)	NPO法人八王子市体育協会	スポーツ振興課

補助

	事 項	内 容	パートナー	所管課
12	公衆街路灯設置・維持管理補助金	交通安全及び犯罪防止のため公衆街路灯(防犯灯)の設置・維持管理経費を補助する	町会・自治会・管理組合等	協働推進課
13	市民企画事業補助金	市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助する	ヒーリングアート・バステルカフェほか27団体	協働推進課
14	八王子地域大学情報誌の作成	八王子市学園都市連絡会加盟23大学等の学園などに関する情報を掲載したMAPを作成。	八王子市学園都市連絡会加盟大学、学生委員会	学園都市文化課
15	地域福祉推進	配食サービスの実施に対し補助する	NPO法人長寿社会を考える会 NPO法人食事サービス加多厨	高齢者支援課
16	環境市民会議補助金	市民・事業者による自発的な環境保全活動経費を補助する	環境市民会議(6地区)	環境政策課

共催

	事 項	内 容	パートナー	所管課
17	交通安全市民の集い	市民に対し交通安全意識の普及・浸透を図る。	八王子・高尾警察、八王子・高尾交通安全協会	交通事業課
18	思春期講座	思春期の子どもたちの自立・心身の健全育成を地域ぐるみで支援する環境作りを目的とした講師による講演会	川口やまゆり住民協議会、青少年対策川口地区、青少年対策檜原地区	児童青少年課
19	生涯学習コーディネーター実践講座	市民の生涯学習活動を支援するコーディネーター養成講座。定員20名、11月～12月に全5回開催。	(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩	生涯学習総務課



後援

	事項	内容	パートナー	所管課
20	いちよう祭り	甲州街道沿いのいちよう並木を育ててきた沿道の人々や新旧住民の交流を深めることを目的としたイベント	八王子いちよう祭り祭典委員会	協働推進課
21	新聞活用・スクラップ講習セミナー	新聞のスクラップの仕方を実践を通して学ぶ	朝日学生新聞社	生涯学習総務課

事業協力

	事項	内容	パートナー	所管課
22	団塊世代等地域参加支援デスク	地域参加を希望する方への情報提供や相談の対応、地域参加に関する啓発を行う	シルバー人材センター、八王子市ボランティアセンター、サイバーシルクロード八王子	協働推進課
23	手づくり公園の推進	公園の計画段階から地域住民が参加し、市民と協働で公園の整備を進めるものである。	小田野中央公園をつくる会	協働推進課 公園課
24	サイバーシルクロード八王子	産・産・学連携推進、情報発信、人材育成による地域産業の振興	地域の中小企業、大学、市民等	産業政策課
25	八王子市小学校科学教育センター事業（夏季子ども科学教室）	科学実験等を学校が休みの日に市内の大学等と協働で行い、子どもたちに科学の楽しさを実感してもらうもの。	帝京大学、東京工業高等専門学校、アジレント・テクノロジー(株)	指導室

アドプト制度

	事項	内容	パートナー	所管課
26	公園・道路アドプト	公園・道路の清掃・除草、情報提供など	町会・自治会、市民グループ、学校、企業	公園課 計画課

政策提言

	事 項	内 容	パートナー	所管課
27	文化振興推進委員会	策定された文化振興計画の進行管理及び文化振興条例の検討を行う。	学生委員会、八王子文化連盟、商工会議所、八王子車人形と民俗芸能の公演実行委員会、八王子国際交流団体他 5 人	学園都市文化課
28	こども育成計画推進	八王子市こども育成計画の策定にかかる検討。	民生児童委員、保育園・幼稚園関係者、学校関係者、市民委員など 15 名	こども政策課 (現:子どものしあわせ課)

情報交換・情報提供

	事 項	内 容	パートナー	所管課
29	環境白書の発行	環境基本計画に基づく施策・取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、実施状況を公表するもの	環境市民会議(6 地区)	環境政策課

実行委員会

	事 項	内 容	パートナー	所管課
30	国際交流フェスティバル	市民と市内在住の外国人の交流事業	八王子国際交流団体連絡会、学生委員会、JICA 地球ひろば	学園都市文化課
31	2007 八王子環境フェスティバル	市民・事業者・行政が一体となって行う環境啓発のための野外イベント	八王子環境フェスティバル実行委員会	環境政策課
32	交通安全対策協議会の開催	春・秋の全国交通安全運動内容等を決定する	八王子市町会自治会連合会他 17 団体	交通事業課



協働ハンドブック作成チーム メンバー表

平成17年3月現在

政策審議室	三宅 智之
職員課	峯岸 佳代子
暮らしの安全安心課	水越 範行
高齢者支援課	芹澤 輝雄
障害者福祉課	溝部 和祐
障害者福祉課	北野 領
子育て支援課	依田 和彦
児童青少年課	国久 征巳
産業政策課	奈良 貴代
環境政策課	平本 博美
都市計画室	久田 伸之
公園課	吉田 輝男
計画課	本橋 弘
指導室	野口 智久
生涯学習総務課	原田 敬幸
介護サービス課	森田 洋子 (平成16年10月まで)
〔事務局 協働推進課〕	



協働ハンドブック作成協力団体

八王子市町会自治会連合会
NPO法人八王子市民活動協議会



参考文献

- NPOと行政の協働の手引き(大阪ボランティア協会 2003年)
- 新宿区協働推進マニュアル(新宿区区民部協働推進担当 2004年)
- あいち協働ルールブック2004(愛知県 2004年)
- 仙台協働本(仙台市市民局市民部地域振興課 2005年)
- 協働50(NPO推進北海道会議 2003年)
- 協働推進の基本指針(横浜市 2004年)
- 横浜市における今後の協働のありかたについて(横浜市市民活動推進委員会 2004年)
- NPOとの協働の手引き(香川県政策部県民参画課 2003年)
- 社会貢献活動団体との協働マニュアル(東京都生活文化局 2003年)
- 富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン(富山県 2004年)
- NPOと神戸市の協働研究会報告書(NPOと神戸市の協働研究会 2004年)
- 市民活動団体との協働基本方針(西東京市生活文化課 2004年)
- 市民・市民公益活動団体との協働によるまちづくりの進め方に関するガイドライン
(大阪狭山市 2004年)
- 自治体改革9 住民・コミュニティとの協働(ぎょうせい 2004年)
- 市民参加・参画・協働システム構築提言書(松阪市 2004年)
- NPOと行政の協働事業自己チェックシート
(評価システム研究会、三重県生活部NPO担当 2002年)

ふたりの感想





「協働ハンドブック」読んでみてどうでしたか。半年以上に渡ってメンバーが作成した集大成です。最初は「協働」という用語の意味も理解できていない人が大半でしたが、ワーキングを重ねていくうちに、次第に理解も深まり、建設的な議論を行いながら、チームとしての考えをハンドブックとしてまとめました。

15名の職員が協働の研修という位置づけの中で、9月から3月までの間、計10回のワーキングを開催し議論を進めながら、「入門編」であること、また「読みやすさ」を常に意識し、内容はもちろんのこと、レイアウトにもこだわりました。特に“極力図解で”を合言葉に、どうすれば単純に分かりやすく伝えられるかを考えて作成しましたが、表現に苦慮し、図解をあきらめようとした時もありました。しかし、まず「読んでもらいたい」というメンバーの共通意識があったからこそ、最後までまとめられたと思っています。

協働は、これからのまちづくりには欠かせないツールの一つであることは間違いありません。

このハンドブックを活かせるのは「いま、読んでいるあなた」であり、そのあなたが「協働によるまちづくり」を進めてくれることを作成に携わったものとして強く願っております。ここからがあなたにとっての「協働」スタートなのです。

最後になりましたが、作成にご協力いただいた八王子市町会自治会連合会、八王子市民活動協議会の皆さまには、この場をかりて厚くお礼申し上げます。

職員
のための

協働ハンドブック

～新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して～

入門編



平成17年4月 初版発行

平成19年3月 第2版発行

平成21年3月 第3版発行

発行 八王子市

作成 協働ハンドブック作成チーム

編集 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042(620)7401 FAX 042(626)0253

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/index.html>

電子メールアドレス b050700@city.hachioji.tokyo.jp

